

介護サービスに関する消費税の取扱い等に関する主な意見

	介護事業経営調査委員会（11 月 16 日）における主な意見	介護給付費分科会（11 月 24 日）における主な意見
介護サービスに関する消費税の取扱い等について	・ 8%引き上げ時における介護報酬改定では、全ての項目に一律、機械的に介護報酬を上乗せしている。こうした意味では医療と比べ、補てんはできていると認識している。前回同様の対応でよいのではないか。 ・ 医療と異なり、介護ではサービスごとに報酬上手当てしているので、益税・損税が極めて起きにくいという共通認識があってもよいのではないか。 ・ 概況調査の結果を用いて分析をするということだが、概況調査自体の集計・分析に加え、その結果から個々の事業所における収入、費用における報酬の補填状況を把握するということはスケジュール的にも難しいということか。	・ 課税費用、非課税費用の費用構造を把握することはよいが、費用構造は変化する可能性があるので、定期的に費用構造を把握すべき。 ・ 現時点で、医療では設備投資の調査をすることになっていない。医療で何らかの動きがあれば対応することで良いのではないか。 ・ 関係団体のヒアリングは、経営調査委員会で行うことになっているが、給付費分科会の委員も入れるべきではないか。 ・ 補てん状況の把握について、確かに現場でも大きな問題は生じていないが、今後、さらに消費税は上がっていくことが見込まれるので、大きな問題が生じた場合には、改めて対応を検討して欲しい。 ・ 食費の把握について、調理員の給与等には消費税はかからないが、委託している場合には消費税がかかるので、注意して調査すべきである。

		・ 基準費用額を含めた補足給付の在り方について、介護給付費分科会又は介護保険部会で検討して欲しい。
--	--	---